

合併公告

左記連合会は、令和三年十月二十七日開催の総会において、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議しましたので、本決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和三年十一月二十九日までにその旨をお申し出下さい。

なお、左記連合会の財産目録及び貸借対照表は各々の主たる事務所に備え置いています。

右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。

水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和三年十月二十八日

千葉市中央区新宿二丁目三番八号

甲 東日本信用漁業協同組合連合会
代表理事 理事長 関 義文

名古屋市中区丸の内三丁目四番三一号

乙 愛知県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 山下 三千男